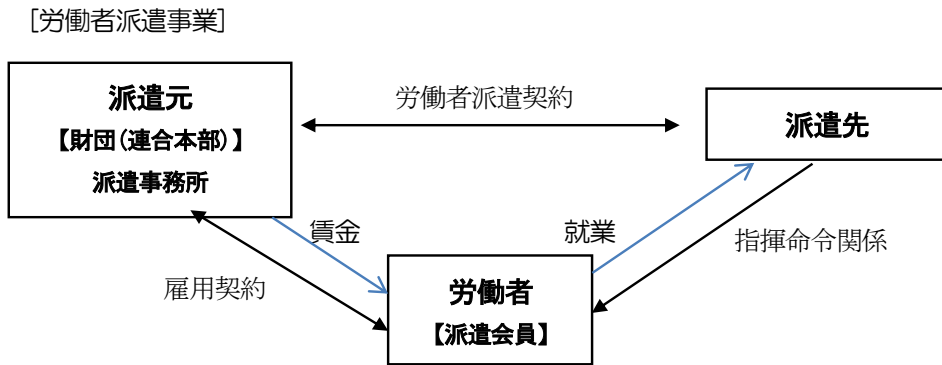


1-1 労働者派遣事業

(1) 労働者派遣事業とは

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣元のために従事させることを業として行うことをいいます。



シルバー派遣事業の場合、
財団(連合本部)と派遣会員との間に雇用関係が生じます。
派遣会員は派遣先の指揮命令により就業します。
センターは、財団(連合本部)の派遣事業所として位置づけられます。

1-2 シルバー派遣事業とは

(1) シルバー派遣事業における働き方

シルバー人材センターにおいては、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下高齢法という)により、厚生労働大臣に届け出ることによって、シルバー人材センターの業務の範囲内でシルバー人材センター会員を対象とした労働者派遣事業を行うことができるとされています。

シルバー派遣事業は、財団(連合本部)が派遣法上の実施主体(派遣元事業主)となり、センターと緊密な連携・調整を図り、一体となって事業を推進していくこととなります。

シルバー派遣事業は、これまでの就業形態である「請負」とは異なり、財団(連合本部)が会員を「雇用」し、「労働者」として派遣する事業です。会員は、財団(連合本部)に雇用された労働者として、派遣先の指揮命令を受けて、仕事に従事することとなります。

労働者派遣の時給

シルバー派遣事業では、最低賃金法が適用されますので、最低賃金を下回ることはできません。

お仕事の例

事務系	経理	・	伝票整理	・	パソコン入力作業		
屋内分野	清掃	・	スーパーの品出し等	・	倉庫整理	・	荷物の仕分け
	調理補助	・	配膳作業	・	学童クラブ補助		